

2 3 建 企 第 3 号
平成23年 4月 1日

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会

} 会 長 様

長崎県土木部長



長崎県建設工事一般競争入札実施要綱の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり一部改正することとなりましたので通知します。

長崎県建設工事一般競争入札実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
第1条 (略) (定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 関係部 内部組織の設置に関する条例(昭和28年長崎県条例第1号)に規定する各組織のうち、<u>危機管理監</u>、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。 (3) (略) (4) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例(平成21年長崎県条例第11号)に規定する振興局又は長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第35号)第26条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。 (5)～(17) (略) 第3条～第24条 (略) (下請負人報告) 第25条 契約担任者と工事請負契約を締結した対象工事の落札者(以下「受注者」という。)は、当該工事に関し下請負人と契約を締結したときは、速やかに仕様書で定める施工体系図を提出窓口に提出しなければならない。	第1条 (略) (定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 関係部 内部組織の設置に関する条例(昭和28年長崎県条例第1号)に規定する部のうち、<u>防災危機管理監</u>、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。 (3) (略) (4) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例(平成21年長崎県条例第11号)に規定する振興局又は長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第35号)第26条の表の環境部の項、水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。 (5)～(17) (略) 第3条～第24条 (略) (下請負人報告) 第25条 契約担任者と工事請負契約を締結した対象工事の落札者(以下「請負人」という。)は、当該工事に関し下請負人と契約を締結したときは、速やかに仕様書で定める施工体系図を提出窓口に提出しなければならない。

改正後	改正前
(配置予定技術者) 第26条 受注者は、第7条第2項第2号の規定により提出した書類に記載した技術者を当該工事の現場に配置し、又は専任で配置（建設業法第26条第3項に該当する場合に限る。）するものとする。ただし、契約担任者の承認を受けた場合は、この限りでない。 2 前項の技術者は、<u>受注者</u>と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要し、及び建設業法第26条第3項の規定により専任で配置する技術者は、<u>受注者</u>と申請書（事後審査型入札の場合は、第20条第1項に掲げる書類）の提出期限の日を含め連続して3ヶ月以上の雇用関係になければならない。 第27条～第32条（略）	(配置予定技術者) 第26条 <u>請負人</u>は、第7条第2項第2号の規定により提出した書類に記載した技術者を当該工事の現場に配置し、又は専任で配置（建設業法第26条第3項に該当する場合に限る。）するものとする。ただし、契約担任者の承認を受けた場合は、この限りでない。 2 前項の技術者は、<u>請負人</u>と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要し、及び建設業法第26条第3項の規定により専任で配置する技術者は、<u>請負人</u>と申請書（事後審査型入札の場合は、第20条第1項に掲げる書類）の提出期限の日を含め連続して3ヶ月以上の雇用関係になければならない。 第27条～第32条（略）
附 則 この要綱は、平成23年4月8日から施行する。(平成23年4月8日 長崎県告示第435号)	附 則

○ 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱

平成15年6月27日 長崎県告示第780号

最終改正 平成23年4月8日 長崎県告示第435号

(目的)

第1条 長崎県が発注する建設工事に係る入札及び契約制度の客観性及び透明性並びに競争性を高めるため、この要綱に基づき一般競争入札を実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象工事 長崎県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち、設計金額が土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事は3,500万円以上、ほ装工事は3,000万円以上、その他の工事は5,000万円以上をいう。ただし、災害復旧工事等緊急を要する工事はこの限りでない。
- (2) 関係部 内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第1号）に規定する各組織のうち、危機管理監、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。
- (3) 関係部等 関係部及び教育庁並びに警察本部をいう。
- (4) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例（平成21年長崎県条例第11号）に規定する振興局又は長崎県組織規則（昭和46年長崎県規則第35号）第26条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。
- (5) 競争参加資格委員会 関係部等及び事務所に於いて、別に定めるところにより設置した、建設工事に係る競争入札の参加資格の審査に係る委員会をいう。
- (6) 建設工事指名審査委員会 関係部等及び事務所に於いて、別に定めるところにより設置した、建設工事の入札参加者の指名等を行う委員会をいう。
- (7) VE提案 比較的高度又は特殊な技術を要する民間の技術開発が著しい施工方法等で、コスト縮減が可能となる技術提案をいう。
- (8) VE検討委員会 関係部等に於いて、別に定めるところにより設置した、VE提案の審査に係る委員会をいう。
- (9) 施工計画審査タイプ 大規模構造物に係る工事又は特殊な作業条件の工事で高度な施工技術を必要とし、競争参加資格委員会において決定したものをいう。
- (10) 入札時VE対象工事 第1号に規定する建設工事のうち、VE提案を期待できる工事として、競争参加資格委員会において決定したものをいう。
- (11) 所管課 対象工事を所管する本庁の課をいう。
- (12) 苦情検討委員会 長崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年長崎県告示第587号）に基づき設置した長崎県政府調達苦情検討委員会をいう。
- (13) 特定調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約をいう。
- (14) 総合数値 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（平成16年3月1日前に経営事項審査の申請を行ったものにあつては、総合評点をいう。）に、別に定める主観的審査事項の審査結果を加えた数値をいう。
- (15) 事前審査型入札 特定調達契約若しくは施工計画審査タイプ又は入札時VE対象工事等の入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき、落札決定する一般競争入札をいう。
- (16) 事後審査型入札 入札後において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格を提示したものについて競争参加資格審査を行い、当該入札者が入札公告に定める資格要件を満たしていると認めた場合に落札決定する一般競争入札をいう。
- (17) 主たる営業所 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条第1号に規定する許可申請書に記載された営業所をいう。

(入札参加者の資格要件)

第3条 対象工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第12条第2項の規定により当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型入札にあつては、第7条第6項に規定する届出書を適切に提出した者）とする。

- (1) 長崎県建設工事入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を適切に提出した者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (3) 対象工事に対応する一般建設業の許可又は特定建設業の許可（下請負代金額の総額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる場合に限る。）を受けている者であること。
- (4) 発注工種について、第7条第1項の規定による競争参加資格確認申請又は同条第6項の規定による届出書（以下「届出書等」という。）の提出期限の日から落札決定（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長崎県条例第27号）第2条に規定する契約においては長崎県議会の議決をいう。以下同じ。）までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (5) 届出書等の提出期限の日から落札決定までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 届出書等の提出期限の日以前6月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (7) 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。
- (8) 他の入札参加希望者と一定の系列関係（資金的関係又は人的関係をいう。）がある者でないこと。
- (9) 総合数値又は総合評定値が一定の点数以上であること。
- (10) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。
- (11) 工事現場に配置し、又は専任で配置（建設業法第26条第3項に該当する場合に限る。）できる一定の資格を持つ技術者を有すること。
- (12) 工事成績評定点に関し、別に定める基準に該当する者でないこと。
- (13) 下請代金等の未払いに関して、別に定める基準に該当する者でないこと。
- (14) 施工計画が適正であること。（施工計画審査タイプ又は入札時VE対象工事の場合に限る。）
- (15) 特定建設工事共同企業体（大規模であって技術的難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体をいう。以下同じ。）による入札にあつては、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体（中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。）でないこと。
- 2 特定建設工事共同企業体の入札参加資格については、競争参加資格委員会が前項の規定に準じて構成員の要件その他構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。
- 3 特定調達契約に係る入札（以下「特定調達契約入札」という。）については、本店又は営業所の所在地に関する事項を入札参加の要件とすることはできない。
- 4 前3項に規定するもののほか、必要な資格要件は、競争参加資格委員会において定めるものとする。
- 5 特定調達契約入札において、第1項第1号に規定する審査申請書を提出していない者で入札参加を希望するものは、入札期日の5日（長崎県の休日と定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに土木部監理課に審査申請書を適切に提出しなければならない。

（競争参加資格設定調書の作成等）

第4条 事務所の長は、対象工事が見込まれるときは、所管課の長と協議のうえ、競争参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、競争参加資格委員会に提出する。

（入札公告）

第5条 入札公告は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定に基づいて行うものとする。ただし、特定調達契約入札に係る入札公告においては、事務所の名称並びに契約の手続において使用する言語及び通貨を明らかにし、及び工事の名称及び数量、入札期日並びに事務所の名称を英語により記載のうえ、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前までに長崎県公報に登載するとともに、各事務所において定める公告の方法により掲示を行うものとする。

（分割発注の禁止）

第6条 特定調達契約に係る工事については、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を回避することを目的として、契約を分割してはならない。

（競争参加資格確認申請等）

第7条 事前審査型入札の場合において競争参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札公告の日の翌日から起算して10日（対象工事が施工計画審査タイプ又は入札時VE対象工事の場合にあっては、30日。休日を除く。）以内に、競争参加資格確認申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を提出するものとし、その提出先及び提出部数は、次表のとおりとする。

区 分	提 出 先	提出部数
本庁の課執行の工事	工事を執行する本庁の課	2部
上記以外の工事	工事を執行する事務所	2部

2 申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同種工事の施工実績表（様式第3号）
- (2) 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第4号）
- (3) 施工計画書（施工計画審査タイプ又は入札時VE対象工事の場合に限る。）

次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分ごとに定めるものとする。

ア 施工計画審査タイプの場合 様式第5号（その1）

イ 入札時VE対象工事の場合であって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容と異なるVE提案に基づいて施工しようとする場合 様式第5号（その2）

ウ 入札時VE対象工事の場合であって、VE提案に基づいて施工しようとする場合においてVE提案に基づく施工計画が適正と認められないときは標準案に基づいて施工する意思のある場合 様式第5号（その2）及び様式第5号（その3）

エ 入札時VE対象工事の場合であって、標準案に基づいて施工しようとするとき 様式第5号（その3）

(4) 対象工事の業種に対応する許可通知書の写し又は許可証明書の写し

(5) 総合評定値通知書の写し

(6) その他競争参加資格委員会が必要と認めるもの

3 申請者が特定建設工事共同企業体の場合にあっては、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書の写し

4 申請書及び添付書類の作成に要する費用は、申請者の負担とし、これらの書類は、返却しないものとする。この場合において、申請書及び添付書類の内容を公表し、又は無断で他の用途に使用してはならない。

5 申請書及び添付書類の諸様式の配布期間、配付場所及び配付方法は、入札公告において明らかにするものとする。

6 事後審査型入札の場合において、入札に参加しようとする者（以下「届出者」という。）は入札公告の日の翌日から起算して10日（設計金額が5,000万円未満の工事においては5日）以内（休日を除く。）に競争参加資格確認届出書（様式第6号。以下「届出書」という。）並びに第2項第4号、第5号及び第3項第1号に規定する書類を提出するものとし、その提出先及び提出部数は、第1項の表のとおりとする。

7 第4項及び第5項の規定は、事後審査型入札の場合に準用する。

この場合において、これらの規定中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

（入札説明書の交付）

第8条 入札説明書は、図面、仕様書、入札参加者の適正かつ迅速な見積もりに必要な情報が記載された資料（以下「参考資料」という。）等を別冊として整備するものとする。

2 入札説明書は、入札公告後速やかに交付するものとし、入札期日の前日まで交付するものとする。

3 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法は、入札公告において明らかにするものとする。

4 入札説明書の交付にあたっては、実費を徴収することができるものとする。この場合においては、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

（入札説明書に対する質問及び回答）

第9条 申請者又は届出者は、入札説明書の内容について、質問をすることができる。この場合において、申請者又は届出者は、入札期日の7日（休日を除く。）前までに、第7条第1項の表に規定する提出先（以下「提出窓口」という。）に、別に定める方法により提出しなければならない。

2 質問に対する回答は、前項の規定による提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、別に定める方法により回答するものとする。

（申請書等の作成説明会及びヒアリング）

第10条 対象工事が施工計画審査タイプ又は入札時VE対象工事である場合は、申請書等の作成説明会並びに施工計画及

びVE提案に関するヒアリングを実施することができる。

(提案の審査)

第11条 事務所の長は、入札時VE対象工事を実施する所管課の長と協議のうえVE提案及び標準案に基づく施工計画(以下「VE提案等」という。)をVE検討委員会に提出するものとする。

2 VE検討委員会の長は、VE提案等の審査を行い、審査の結果を競争参加資格委員会に報告するものとする。

(競争参加資格の確認)

第12条 事務所の長は、申請書の提出があった者について、競争参加資格確認申請書一覧表(様式第7号)を作成し、競争参加資格委員会に提出するものとする。

2 知事又はかいの長(以下「知事等」という。)は、競争参加資格委員会において競争参加資格の有無及びVE提案に基づく入札の可否が確認された場合は、その旨を、申請書の提出期限の翌日から起算して10日(対象工事が施工計画審査タイプの場合は14日、入札時VE対象工事の場合は30日)以内に、競争参加資格確認通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

3 所管課の長は、前項の結果を直近に開催される建設工事指名審査委員会において報告するものとする。

4 前3項の規定は、事後審査型入札には適用しない。

(競争参加資格がないと認められた者に対する理由及びVE提案に基づく入札を否とした理由の説明)

第13条 競争参加資格がないと認められた者(事後審査型入札にあっては、第21条第2項の規定により不適格と認められた者)及びVE提案に基づく入札を認められなかった者は、別に定める手続に基づき、その理由について説明を求めることができる。

2 知事等は、前項に規定する求めによる審査の結果、競争参加資格があると認め、又はVE提案に基づく入札を認めた場合は、同項の説明とともに、前条第2項の規定による通知を取り消す旨及び競争参加資格がある旨又はVE提案に基づく入札を認めた旨の通知をするものとする。

3 前項の規定は、事後審査型入札には適用しない。

(現場説明会)

第14条 特に必要と認められる場合は、現場説明会を開催することができる。

(競争参加資格確認通知書等の提示)

第15条 入札執行者は、入札会場において、入札の執行の前に、競争参加資格確認通知書の写し又は受理された届出書の写しの提示等により、入札に参加しようとする者が当該入札に参加できる者であることを確認するものとする。

(郵便入札)

第16条 特定調達契約入札にあっては、郵便による入札書の受領期限を定めるとともに、入札公告において、書留郵便に限り、及び当該期限内に必着とする旨定めなければならない。この場合において、受領期限は入札執行の日時前に定めることができる。

(入札回数)

第17条 入札回数は、対象工事ごとに1回までとする。この場合において、入札の結果、落札者がいない場合においても、随意契約による当該工事の契約は行わない。

(低入札)

第18条 この要綱に定める特定調達契約入札においては、最低制限価格を設定してはならない。ただし、著しく低い価格による入札のため、契約内容に適合した履行を確保できないおそれがあると認められる場合は、長崎県建設工事執行規則(昭和49年長崎県規則第30号)第9条第2項の規定により別に定める長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱の規定を適用するものとする。

(開札)

第19条 入札執行者は、開札後、不調となった場合を除き、入札参加者に対し次に掲げる内容を告知するものとする。

(1) 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格を提示したもの(以下「落札候補者」という。)から順に第3順位までのものの入札金額及びその氏名又は名称

(2) 予定価格及び最低制限価格

(3) 第20条第1項及び第21条に関する事項

(競争参加資格の審査)

第20条 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に、様式第9号に第7条第2項第1号、第2号及び第6号に定める書類を添えて、事務所の長に提出しなければならない。この場合において、当該期限までに提出しないときは競争参加資格がないものとみなす。

2 事務所の長は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、入札公告等にした競争参加資格要件に基づき、その

内容を原則として前項に規定する提出期限の日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に審査するものとする。
この場合において、競争参加資格の審査に疑義が生じたときは、競争参加資格委員会に諮るものとする。

（落札決定又は競争参加資格不適格の決定）

第21条 事務所の長は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、直ちに様式第10号により入札参加者全員に通知するものとする。

2 事務所の長は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して競争参加資格がない旨を様式第11号により通知する。

3 前項の場合において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）があるときは、その者に落札候補者となった旨の通知を様式第12号により行う。この場合においては、前条及び前2項の規定を準用する。

4 前項の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。

（事前審査型入札の特例）

第22条 前3条の規定は、事前審査型入札には適用しない。

（工事費内訳書）

第23条 対象工事の入札に参加する者は、当該工事の入札に際し、入札執行者に工事費内訳書を提出しなければならない。
ただし、公告において提出を求めないこととされた場合は、この限りではない。

2 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を明らかにしておかなければならない。

（入札の無効）

第24条 申請書若しくは添付書類に虚偽の記載を行った者又は第12条第2項の規定による通知を受けてから落札決定までの間において第3条の規定による資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

2 前項の規定は、事後審査型入札の場合に準用する。この場合において、「申請書若しくは添付書類」とあるのは「届出書若しくは添付書類又は第20条第1項に規定する書類」と、「第12条第2項の規定による通知を受けてから落札決定」とあるのは「届出書を提出した日から落札決定」と読み替えるものとする。

3 第8条の入札説明書の交付を受けていない者のした入札は、無効とする。

（下請負人報告）

第25条 契約担任者と工事請負契約を締結した対象工事の落札者（以下「受注者」という。）は、当該工事に関し下請負人と契約を締結したときは、速やかに仕様書で定める施工体系図を提出窓口に出し提出しなければならない。

（配置予定技術者）

第26条 受注者は、第7条第2項第2号の規定により提出した書類に記載した技術者を当該工事の現場に配置し、又は専任で配置（建設業法第26条第3項に該当する場合に限る。）するものとする。ただし、契約担任者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要し、及び建設業法第26条第3項の規定により専任で配置する技術者は、受注者と申請書（事後審査型入札の場合は、第20条第1項に掲げる書類）の提出期限の日を含め連続して3ヶ月以上の雇用関係になければならない。

（入札結果一覧表等の公表）

第27条 事務所の長は、入札（競争参加資格の有無及びVE提案に基づく入札の可否の確認を含む。）の結果について、落札者の決定後遅滞なく入札結果一覧表（第12条第2項の規定により競争参加資格がないと認められたものがある場合においては、同項に規定する競争参加資格確認通知書の写し又は第21条第2項の規定により競争参加資格要件を満たしていないことを確認した場合においては、様式第11号の写しを含む。）を作成し、これを事務所において閲覧に供する方法により公表しなければならない。

2 入札結果を公表する期限は、契約を締結した日の翌日から1年を経過した日までとする。

（落札公示等）

第28条 特定調達契約入札において落札者を決定したときは、前条の入札結果の公表と併せて、その日の翌日から起算して72日以内に、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第14条第2項各号に掲げる事項を、長崎県公報により公示しなければならない。

（落札者とされなかった者に対する理由の説明）

第29条 入札に参加した者で落札者とされなかった者は、対象工事の入札手続に関し異議があるときは、別に定める手続に基づき説明を求めることができる。

（提出期限等の特例）

第30条 競争参加資格委員会は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を要する場合、対象工事の施工に高度な技術力を必

要とするため審査手続に時間を要する場合その他正当な理由がある場合は、第7条第1項、同条第6項、第9条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、提出期限、回答期限等を短縮し、又は延長することができる。

(苦情処理)

第31条 特定調達契約に係る工事については、対象工事の入札手続に関し異議があるときは、長崎県苦情検討委員会に対し苦情の申立てを行うことができる。

2 前項の苦情検討委員会の審査の結果により、契約担任者は、入札の中止又は契約の中止若しくは解除等を行うことができる。

(電子情報処理組織による入札の特例)

第32条 電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と入札又は見積りをする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う方法(「電子入札」という。)を指定したときは、この要綱に規定する入札手続のうち別に定めるものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。(平成15年6月27日 長崎県告示第780号)
(長崎県土木部所管建設工事一般競争入札実施要綱の廃止)
- 2 長崎県土木部所管建設工事一般競争入札実施要綱(平成8年長崎県告示第648号の2)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。(平成16年3月12日 長崎県告示第414号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。(平成17年3月11日 長崎県告示第222号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月3日 長崎県告示第266号)

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。(平成18年4月28日 長崎県告示第561号)

この要綱は、平成18年8月15日から施行する。(平成18年8月8日 長崎県告示第217号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(平成20年2月15日 長崎県告示第114号)

この要綱は、平成20年4月14日から施行する。(平成20年4月8日 長崎県告示第416号)

この要綱は、平成20年7月22日から施行する。(平成20年7月8日 長崎県告示第651号)

この要綱は、平成21年3月1日(改正後の第25条及び様式第13号(その1)から様式第14号(その2)までの規定については、平成21年4月1日)から施行する。(平成20年2月17日 長崎県告示第179号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年3月31日 長崎県告示第425号)

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。(平成21年10月30日 長崎県告示第907号)

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。(平成23年4月8日 長崎県告示第435号)